

賃上げに向けた県・国等の支援施策

県の支援

○賃上げ実現に向けた福岡県中小企業生産性向上緊急支援補助金

問い合わせ:福岡県商工部中小企業技術振興課技術支援係 TEL:092-643-3433

県内の中小企業等が省力化又は省エネ化により生産性を向上させ、賃上げを行うために、「福岡県中小企業生産性向上支援センター」による支援を受けている企業を補助します。

- 補助対象者 福岡県中小企業生産性向上支援センター(以下「センター」)の生産性アドバイザーによる支援を受けている中小企業等
- 補助要件
 - ・省力化又は省エネ化に資する設備の導入を行うこと
 - ・補助事業終了時まで、**事業場内最低賃金を30円以上引き上げる**こと
- 補助内容 補助率:2/3以内 補助限度額(予定件数):大規模支援 1,300万円 34件程度
小規模支援 200万円 26件程度
- 申込締切 センターの支援申込 令和6年10月31日(木)12時(必着)
補助金の申請 令和6年12月27日(金)12時(必着)
- 補助対象期間 交付決定の日から令和7年3月10日まで



(URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/productivity-improvement-subsidy-2024.html>)

○経営革新賃上げ環境整備緊急支援補助金

問い合わせ:福岡県商工部新事業支援課新分野推進係 TEL:092-643-3449

持続的な賃上げにつなげるため、経営革新計画の承認を受けて、計画の実現に向けて取り組む中小企業者の方に、計画に基づく事業の実施に必要な経費を一部補助します。

- 補助対象者 令和5年6月21日以降に経営革新計画の承認を受け、補助対象期間最終月の12カ月前から補助事業終了時まで**事業場内最低賃金を引き上げる県内中小企業者等**
- 補助内容 補助率:対象経費の2/3以内 補助金額:上限65万円
- 対象事業 承認を受けた経営革新計画に記載している「新事業活動」に該当し、県内において実施する事業(国、福岡県、その他地方公共団体等から補助金交付を受けていないもの)
- 対象経費 設備機器導入費、システム導入費、外注費、広告宣伝費、その他必要と認める経費
- 申請期間/
補助対象期間
 - ①令和6年2月16日~3月1日 / 令和6年4月3日~7月31日 ※受付終了
 - ②令和6年3月18日~4月1日 / 令和6年5月7日~9月3日
 - ③令和6年4月16日~4月30日 / 令和6年6月3日~9月30日
 - ④令和6年5月20日~5月31日 / 令和6年7月4日~10月31日
 - ⑤令和6年6月19日~7月2日 / 令和6年8月3日~11月30日



(URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keieikakushingenyukoto.html>)

国の支援

○賃上げ促進税制の強化

問い合わせ:中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821

青色申告書を提出している事業者が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

令和6年4月1日から、賃上げ促進税制が強化されます。

- 【大企業・中堅企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除
- 【中小企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除



(URL:<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>)

その他の支援

○賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ:日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505

「雇用者給与等支給額が一定以上増加する見込みがある」又は「既に増加している」事業者を対象に、**貸付後2年間の利率を0.5%引き下げる**特例制度が、令和6年2月16日に開始されました。



(URL:https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/wage_increase_m.html)